

令和 2 年 第 10 回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和 2 年 11 月 25 日（水）15 時 00 分から 15 時 30 分

2. 開催場所：宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第 27 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は14名、欠席委員はなしでございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の畑1筆で面積は483㎡でございます。譲渡人は■■■■にお住まいの方で、譲受人は■■■■にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請者である譲受人と譲渡人は■■■■にあります。譲渡人は相続によって当該農地を取得し長年管理してきましたが、■■■■に居住していることもあり今後管理し続けることが難しくなることから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために、今回の申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■から南東に800メートル程の場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は大豆や茶豆の作付けをする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内に9筆ございます。総面積は9,773㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m²を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 10,256 m²となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人と妻が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 90 日従事と記載されておりましたが、申請時の聴き取りによると、年 150 日以上農作業に従事しているとのことでした。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。今後は野菜を作るということです。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。今回の譲受人は、以前町から草の繁茂の指摘を受けて困っていたそうです。今回、譲受人へ農地を譲渡するということでそういったことがなくなるのかなと思います。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。参考までに、売買価格を教えてください。

(事務局)

今回、売買価格はございません。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の畑1筆で面積は656㎡でございます。譲渡人、譲受人ともに■■■■にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、譲渡人は現在経営農地の縮小を行っており、当該農地の周辺を耕作している譲受人へ所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために、今回の申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■から北東に100メートル程の場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は野菜を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内に45筆ございます。総面積は15,664㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m²を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 16,320 m²となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人と妻が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 240 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。譲受人の方は農業を一生懸命行っている方で何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

地区担当の■■です。譲受人は、機材等も充実されておりますし就農意欲も非常に高く、家族協力して農業を行っていますので何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑2筆で面積は合計391㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■■のアパートにて■■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年6月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■の南東に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が3筆ございますが、そのうち2筆は譲渡人の所有農地で、残り1筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック2段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面南西側町道を跨いだ道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はありません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。従前の経過も含めても特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■■番■■です。事務局と現地確認を行ってまいりました。総会にかかるということで、事前にもう少し草刈りを行っておいて欲しいと考えます。それ以外は問題ないと思います。

(事務局)

申請者にはそのように伝えさせていただきます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が11月10日となっております。10日までに、4条届出はなく、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第10回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年12月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印